

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第106号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「行財政局」を「文化市民局」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局総務部総務課)